

# 鳥取市水道局設計単価決定要領

令和5年6月1日改正

## 1 適用

この要領は、鳥取市水道局が行う水道施設工事等の積算に用いる設計単価の決定に適用する。

## 2 用語の定義

### (1) 物価資料

(一財)建設物価調査会発行の「月刊建設物価」(Web版を含む)及び(一財)経済調査会発行の「月刊積算資料」(電子版を含む)をいう。

### (2) 設計単価

設計書に計上する材料の単位当りの価格をいう。価格は、原則として、入札時(入札書提出期限日)における実勢価格とし、消費税等相当額分は含まないものとする。

### (3) 公表価格

メーカー等のカタログに掲載されている参考単価(メーカー希望価格)、参考歩掛をいう。

### (4) 実勢価格

市場で実際に取引されている価格をいう。

### (5) 異常値

見積りの内容に不備があるもの、見積価格が公表価格となっているもの又は見積りの平均価格に対して30%以上の差異があるものをいう。

## 3 材料等の設計単価の決定

### (1) 物価資料による場合

ア 設計単価の決定は、物価資料に掲載されている実勢価格を平均する。大口需要者渡し価格、小口需要者渡し価格がある場合、原則として大口需要者渡し価格を使用するものとする。

同一物価資料内に「鳥取」と「中国」など複数の地区の資材価格が掲載されている場合の優先順位は、①鳥取、②中国、③全国、④岡山、⑤広島として、それぞれの物価資料から優先順位の高いものを抽出し、その価格を平均する。また、特別単価一覧表の単価の欄に物価資料と明記すること。物価資料の両方に優先順位①から⑤の地区の記載が無く、やむを得ずこれら以外の地区の価格を使用する場合は、使用した地区を特別単価一覧表に記載すること。

設計単価の有効桁について、有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁が3桁未満のときは、決定額の有効桁は3桁とする。

また、一方の資料にしか掲載されていないものについては、その価格とする。  
設計単価の適用時期は毎月とする。

(算出例)

〈例1〉 入力単価の有効桁数の大きい方を有効桁とする場合

建設物価 33,500 円 (有効桁 3 桁) 積算資料 34,000 円 (有効桁 2 桁)  
平均額 33,750 円  
決定額 33,700 円 (有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨て)

〈例2〉 入力単価の有効桁数が 3 桁未満のために 3 桁を有効桁とする場合

建設物価 560 円 (有効桁 2 桁) 積算資料 570 円 (有効桁 2 桁)  
平均額 565 円  
決定額 565 円 (有効桁 3 桁、4 桁以降切り捨て)

イ 公表価格として掲載されている資材価格は、メーカー等が一般に公表している販売希望価格であり、実勢価格と異なるため、積算に用いる単価としない。ただし、公表価格で、割引率(額)の表示がある資材は、その割引率(額)を乗じた(減じた)価格を積算に用いる単価とする。

(2) 物価資料によりがたい場合

物価資料に掲載されていないなどの場合は、特別調査の実施又は見積りの徴収により設計単価の決定を行う。

市場性のない材料や緊急性が求められる工事等に使用する材料は、特別調査によらず、見積りにより設計単価を決定することができる。

見積りを徴収する場合の手順は、次によるものとする。

ア 見積りを徴収する場合は、各積算基準に基づき、形状寸法、品質、規格、数量、納入場所及び見積り有効期限等の条件を必ず提示した上で見積依頼を行う。なお、見積価格は実勢価格であることを確認する。(様式1)

見積りの徴収先は、原則として建設業者に材料を直接納入する県内の販売店(資材商社等)とする。ただし、メーカーから直接建設業者へ製造・納入される材料については、県内にあるメーカーの代理店等から徴収する。なお、県内に販売店又はメーカーの代理店が無い場合は、県外の販売店又はメーカー代理店から徴収することができる。

イ 見積りは、原則として3社以上から徴収する。

ウ 積算に用いる材料単価の決定方法は、異常値を除いた価格の平均価格とする。ただし、見積書を5社以上から徴収した場合は、最頻度価格を採用する。

(算出例)

〈例1〉 平均価格を採用する場合

STEP 1 異常値(見積りの平均価格の30%)の有無を確認する。

A社・・・・・・・・・・85,000 円/本

B社・・・・・・・・・・50,000 円/本

C社・・・・・・・・・・45,000円/本

平均値 (85,000円/本+50,000円/本+45,000円/本) ÷ 3=60,000円/本

許容範囲 60,000円/本×1.3=78,000円/本 (上限)

60,000円/本×0.7=42,000円/本 (下限)

→A社の見積り金額は許容範囲(上限)を超えているため異常値として排除する。

STEP 2 異常値 (A社) を除いた平均価格を算出する。

(50,000円/本+45,000円/本) ÷ 2=47,500円/本

採用価格 47,500円 (有効桁3桁、4桁以降切り捨て)

〈例2〉 最頻度価格 (同一価格が過半数以上) が存在する場合

適用範囲 : 5社以上の見積りを徴収した場合に適用する。

A社・・・・・・・・・・52,000円/本

B社・・・・・・・・・・48,000円/本

C社・・・・・・・・・・47,000円/本

D社・・・・・・・・・・47,000円/本

E社・・・・・・・・・・47,000円/本

5社のうち過半数以上の3社が同一価格であるので、最頻度価格47,000円/本を採用する。

〈例3〉 見積りが3社に満たない場合

見積価格の最低値を設計単価とする。

(3) 価格変動が著しい場合

主要資材単価の変動が著しい場合は、「物価資料等の速報」価格を採用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年10月1日から施行する。

(鳥取市水道局材料単価決定要領の廃止)

2 鳥取市水道局材料単価決定要領 (平成15年6月1日制定) は、廃止する。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

別添（様式1）

第 号

年 月 日

様

鳥取市水道事業管理者  
水道局長

見積書の提出について（依頼）

このことについて、事業執行上の参考資料としたいので、下記により、当該資材について  
の見積書を提出していただきますようお願いいたします。

記

1 見積条件

品目	別紙見積項目表のとおり
納入時期	年 月頃
納入場所	
据付費	・含む ・含まない
納期	か月
見積有効期間	か月 (又は 年 月 日まで)
工場検査	<input type="checkbox"/> 社内 <input type="checkbox"/> 立会
見積価格構成	<input type="checkbox"/> 製造原価 <input type="checkbox"/> 商品仕入価格 <input type="checkbox"/> 現場持込価格
参考図	<input type="checkbox"/> 有り（設計会社名： ） <input type="checkbox"/> 無し

注)・消費税相当額抜きの価格を提示してください。

- ・依頼内容について疑義のある場合は、担当者まで御連絡ください。
- ・貴社の製品を指定したものではありませんので御承知ください。

- 2 見積提出期限 年 月 日
- 3 担当者職指名 (所属名、職名、氏名)
- 4 問合せ先・提出先 (住所、電話番号等)